

葉山町デマンド型乗合タクシーの実証運行に関する条例の
一部を改正する条例

葉山町デマンド型乗合タクシーの実証運行に関する条例（令和6年葉
山町条例第20号）の一部を次のとおり改正する。

（別 紙）

令和8年9月4日提出

葉山町長 山 梨 崇 仁

提案理由

葉山町において定時定路線型乗合タクシーの実証運行を実施すること
に伴い、所要の改正を行うため提案するものです。

葉山町条例第 号

葉山町デマンド型乗合タクシーの実証運行に関する条例の一部を改正する条例

葉山町デマンド型乗合タクシーの実証運行に関する条例（令和6年葉山町条例第20号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

葉山町デマンド型乗合タクシー及び定時定路線型乗合タクシーの実証運行に関する条例

第1条中「デマンド型乗合タクシー」の次に「及び定時定路線型乗合タクシー」を加える。

第2条中「デマンド型乗合タクシー」を「デマンド型乗合タクシー」に改め、同条に次の1項を加える。

- 2 この条例において「定時定路線型乗合タクシー」とは、法第79条の規定に基づき国土交通大臣が行う登録を受けて実施する自家用有償旅客運送であって、町が所有する車両を用い、運行路線と停留所を定めて定期的に運行するものをいう。

第3条中「デマンド型乗合タクシー」の次に「及び定時定路線型乗合タクシー」を加える。

第4条第2項中「運行区域」の次に「、定時定路線型乗合タクシーの運行路線」を加え、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

- 2 定時定路線型乗合タクシーの運行路線は、法第79条に規定する国土交通大臣が行う登録を受けた路線とする。

第5条第1項、第6条及び第8条第1項中「デマンド型乗合タクシー」の次に「又は定時定路線型乗合タクシー」を加える。

第9条中「デマンド型乗合タクシー」の次に「又は定時定路線型乗合タクシー」を加え、「又は付帯設備」を「若しくは付帯設備」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和8年12月1日から施行する。

（準備行為）

- 2 この条例による改正後の葉山町デマンド型乗合タクシー及び定時定路線型乗合タクシーの実証運行に関する条例の施行のために必要な準備行為は、この条例の施行の日前においても行うことができる。

条例の概要

題 名

葉山町デマンド型乗合タクシーの実証運行に関する条例の一部を改正する条例

1 趣 旨

葉山町において定時定路線型乗合タクシーの実証運行を実施し、地域における移動手段を検証するため、所要の改正を行うこととした。

2 内 容

- (1) 条例の題名を「葉山町デマンド型乗合タクシー及び定時定路線型乗合タクシーの実証運行に関する条例」に改めることとした。
- (2) 定時定路線型乗合タクシー（運行路線と停留所を定めて定期的に運行するもの）の実証運行ができるよう改めることとした。

3 施行期日等

この条例は、令和8年12月1日から施行することとした。なお、この条例を施行するために必要な準備行為は、この条例の施行の日前においても行うことができることとした。

葉山町デマンド型乗合タクシーの実証運行に関する条例新旧対照表

改正後	改正前
○葉山町デマンド型乗合タクシーの実証運行に関する条例 令和6年10月15日条例第20号 <u>葉山町デマンド型乗合タクシー及び定時定路線型乗合タクシーの実証運行に関する条例</u> (目的) 第1条 この条例は、葉山町においてデマンド型乗合タクシー<u>及び定時定路線型乗合タクシー</u>の実証運行を実施し、地域における移動手段を検証するため、その管理及び運行に関し必要な事項を定めることを目的とする。 (定義) 第2条 この条例において「デマンド型乗合タクシー」とは、道路運送法（昭和26年法律第183号。以下「法」という。）第79条の規定に基づき国土交通大臣が行う登録を受けて実施する自家用有償旅客運送であって、町が所有する車両を用い、利用しようとする者からの予約により町が定める区域内の乗降場所間を運行するものをいう。 2 この条例において「定時定路線型乗合タクシー」とは、法第79条の規定に基づき国土交通大臣が行う登録を受けて実施する自家用有償旅客運送であって、町が所有する車両を用い、運行路線と停留所を定めて定期的に運行するものをいう。 (管理及び運行) 第3条 デマンド型乗合タクシー<u>及び定時定路線型乗合タクシー</u>の管理及び運行は、町長が行う。ただし、町長が必要があると認めるときは、運行に関する業務の全部又は一部を民間事業者へ委託することができる。 (運行の区域等) 第4条 (略) 2 定時定路線型乗合タクシーの運行路線は、法第79条に規定する国土交通大臣が行う登録を受けた路線とする。	○葉山町デマンド型乗合タクシーの実証運行に関する条例 令和6年10月15日条例第20号 <u>葉山町デマンド型乗合タクシー</u>の実証運行に関する条例 (目的) 第1条 この条例は、葉山町においてデマンド型乗合タクシー_____の実証運行を実施し、地域における移動手段を検証するため、その管理及び運行に関し必要な事項を定めることを目的とする。 (定義) 第2条 この条例において <u>デマンド型乗合タクシー</u> とは、道路運送法（昭和26年法律第183号。以下「法」という。）第79条の規定に基づき国土交通大臣が行う登録を受けて実施する自家用有償旅客運送であって、町が所有する車両を用い、利用しようとする者からの予約により町が定める区域内の乗降場所間を運行するものをいう。 (新設) (管理及び運行) 第3条 デマンド型乗合タクシー_____の管理及び運行は、町長が行う。ただし、町長が必要があると認めるときは、運行に関する業務の全部又は一部を民間事業者へ委託することができる。 (運行の区域等) 第4条 (略) (新設)

改正後	改正前
3 デマンド型乗合タクシーの運行区域、定時定路線型乗合タクシーの運行 <u>路線</u>その他運行上必要な事項は、町長が別に定める。 (使用料) 第5条 デマンド型乗合タクシー<u>又は定時定路線型乗合タクシー</u>を利用する 者(以下「利用者」という。)は、乗車1回につき1人300円を超えない範 囲において規則で定める額を支払わなければならない。 2 (略) (利用者の責務) 第6条 利用者は、デマンド型乗合タクシー<u>又は定時定路線型乗合タクシー</u> を利用する際は、管理及び運行上の安全保持のため、町長又は町長から委 託を受けた民間事業者の指示に従わなければならない。 (運行の制限) 第8条 町長は、災害その他やむを得ない事由があると認めるときは、デマ ンド型乗合タクシー<u>又は定時定路線型乗合タクシー</u>の運行を制限し、変更 し、又は休止することができる。 2 (略) (原状回復及び損害賠償) 第9条 利用者は、その責めに帰すべき事由により、デマンド型乗合タクシ ー<u>又は定時定路線型乗合タクシー</u>の車両若しくは付帯設備を汚損し、破損 し、又は滅失したときは、これを原状に回復し、又はその損害を賠償しな ければならない。ただし、町長が特にやむを得ない理由があると認めると きは、この限りでない。	2 デマンド型乗合タクシーの運行区域_____ _____その他運行上必要な事項は、町長が別に定める。 (使用料) 第5条 デマンド型乗合タクシー_____を利用する 者(以下「利用者」という。)は、乗車1回につき1人300円を超えない範 囲において規則で定める額を支払わなければならない。 2 (略) (利用者の責務) 第6条 利用者は、デマンド型乗合タクシー_____ を利用する際は、管理及び運行上の安全保持のため、町長又は町長から委 託を受けた民間事業者の指示に従わなければならない。 (運行の制限) 第8条 町長は、災害その他やむを得ない事由があると認めるときは、デマ ンド型乗合タクシー_____の運行を制限し、変更 し、又は休止することができる。 2 (略) (原状回復及び損害賠償) 第9条 利用者は、その責めに帰すべき事由により、デマンド型乗合タクシ ー_____の車両又は 付帯設備を汚損し、破損 し、又は滅失したときは、これを原状に回復し、又はその損害を賠償しな ければならない。ただし、町長が特にやむを得ない理由があると認めると きは、この限りでない。

- (施行期日)
- 1 この条例は、令和8年12月1日から施行する。
- (準備行為)
- 2 この条例による改正後の葉山町デマンド型乗合タクシー及び定時定路線型乗合タクシーの実証運行に関する条例の施行のために必要な準備行為は、この条例の施行の日前においても行うことができる。